

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（小松学区他 3 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約金額	1 1 4, 9 3 0, 7 6 0 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市小野 2 2 3 番地の 4 〔名称〕 株式会社志賀衛生社
契約相手方の選定理由	<p>（株）志賀衛生社は、対象地域にて、家庭廃棄物の収集運搬業務を受託してきた廃棄物処理事業者であり、この収集運搬業務の履行に必要なとなる収集要員及び収集車両等資材を現に保有している。また、この業務への従事にあたり必要な知識と経験が蓄積されていることに加え、対象地域の地勢や交通事情に精通するとともに、ごみ集積所の配置状況についても熟知しており、天候悪化や道路の通行障害などの予定外の事態においても、直ちに代替ルート等の探索や業務体制の追加等を講じて柔軟に対応できる備えがあり、常に本業務を適正に履行できる能力を有している。</p> <p>以上のことから、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、（株）志賀衛生社と随意契約を結ぶものとする。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、市は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに法に定める処理基準に従って処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。業務の確実な履行のためには、適正な事業運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが必要である（平成 26 年 10 月 8 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。</p> <p>市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねら</p>

(様式第 2 号)

	れるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（葛川学区他 15 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約金額	457,050,940 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市本堅田六丁目 24 番 16 号 〔名称〕 株式会社大津衛生社
契約相手方の選定理由	<p>（株）大津衛生社は、対象地域にて、家庭廃棄物の収集運搬業務を受託してきた廃棄物処理事業者であり、この収集運搬業務の履行に必要なとなる収集要員及び収集車両等資材を現に保有している。また、この業務への従事にあたり必要な知識と経験が蓄積されていることに加え、対象地域の地勢や交通事情に精通するとともに、ごみ集積所の配置状況についても熟知しており、天候悪化や道路の通行障害などの予定外の事態においても、直ちに代替ルート等の探索や業務体制の追加等を講じて柔軟に対応できる備えがあり、常に本業務を適正に履行できる能力を有している。</p> <p>以上のことから、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、（株）大津衛生社と随意契約を結ぶものとする。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、市は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに法に定める処理基準に従って処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。業務の確実な履行のためには、適正な事業運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが必要である（平成 26 年 10 月 8 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。</p> <p>市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねら</p>

(様式第 2 号)

	れるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（逢坂学区他 8 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約金額	318,508,800 円（年間予定額）
契約の相手方	[所在地] 大津市大石中六丁目 2 番 20 号 [名称] 株式会社タケノウチ
契約相手方の選定理由	<p>㈱タケノウチは、対象地域にて、家庭廃棄物の収集運搬業務を受託してきた廃棄物処理事業者であり、この収集運搬業務の履行に必要なとなる収集要員及び収集車両等資材を現に保有している。また、この業務への従事にあたり必要な知識と経験が蓄積されていることに加え、対象地域の地勢や交通事情に精通するとともに、ごみ集積所の配置状況についても熟知しており、天候悪化や道路の通行障害などの予定外の事態においても、直ちに代替ルート等の探索や業務体制の追加等を講じて柔軟に対応できる備えがあり、常に本業務を適正に履行できる能力を有している。</p> <p>以上のことから、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、㈱タケノウチと随意契約を結ぶものとする。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、市は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに法に定める処理基準に従って処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。業務の確実な履行のためには、適正な事業運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが必要である（平成 26 年 10 月 8 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。</p> <p>市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねら</p>

(様式第 2 号)

	れるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円（大石学区他 7 学区）
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約金額	3 2 3, 9 9 7, 0 8 0 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市大江二丁目 1 番 8 号 共立ビル 2 - A 〔名称〕 大五産業株式会社大津支店
契約相手方の選定理由	<p>大五産業(株)大津支店は、対象地域にて、家庭廃棄物の収集運搬業務を受託してきた廃棄物処理事業者であり、この収集運搬業務の履行に必要な収集要員及び収集車両等資材を現に保有している。また、この業務への従事にあたり必要な知識と経験が蓄積されていることに加え、対象地域の地勢や交通事情に精通するとともに、ごみ集積所の配置状況についても熟知しており、天候悪化や道路の通行障害などの予定外の事態においても、直ちに代替ルート等の探索や業務体制の追加等を講じて柔軟に対応できる備えがあり、常に本業務を適正に履行できる能力を有している。</p> <p>以上のことから、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、大五産業(株)大津支店と随意契約を結ぶものとする。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、市は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに法に定める処理基準に従って処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。業務の確実な履行のためには、適正な事業運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが必要である（平成 26 年 10 月 8 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。</p> <p>市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねら</p>

(様式第 2 号)

	れるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。